

問2. 暗号資産が支払手段だとキャピタルゲインは生じないのか。

(注) 秘書は、財務省・国税庁は「支払手段である暗号資産について「値上がり・値下がり」を認識しない」という立場なのか確認する趣旨で質問すると言っていた。

- (国税庁からお答えしたとおり) 暗号資産は、
 - ・ 資金決済法上、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値」と規定されており、
 - ・ 消費税法上も「支払手段に類するもの」とされている。

- こうした現行法令を踏まえれば、暗号資産については、外国通貨と同様に、
 - 本邦通貨との相対的な関係の中で、換算上のレートが変動することはあっても、
 - それ自体が価値の尺度とされており、「資産の価値の増加益」を観念することは困難と考えられる。

- このため、国税当局においては、暗号資産の譲渡による所得は、一般的に譲渡所得には該当せず、雑所得に該当するものとして取り扱っているところと承知している。

(参考) 平成31年3月14日(木) 参・財金委 藤巻健史議員(維希)の質問に対する麻生財務大臣、星野主税局長及び並木国税庁次長の答弁(抄)

(藤巻健史議員)

次の段階で、次の話で、平成30年の、去年の3月20日にですね、参議院の財政金融委員会で私の質問に、藤井国税庁次長、今の国税庁長官が、「資金決済法上、対価の決済の為に不特定の者に対して使用することができる財産的価値を想定されており、消費税法上も支払い手段に類するものと位置付けられていることも考慮する」、これによってですね、譲渡所得の該当性を排除しているわけですよ。要するに、私がなぜ譲渡所得じゃないかって聞くと、やっぱり消費税法上の考えでこれは無理だと、要は、暗号資産というのは支払手段だと、支払手段であるからキャピタルゲインは生じない、だから譲渡所得では内容というご説明だったと思うんですね。

もうひとつ、やっぱり去年3月20日の私の質問に対してですね、予算委員会だったか財政金融委員会だったちょっと定かじゃないんですけど、私の質問に対して星野主税局長がですね、この取扱い、これ雑所得っていう意味ですけど、「雑所得は、日本円と外貨を交換した場合の為替差益が雑所得として総合課税の対象となることとのバランスを考えれば適当になるもの」と考えていらっしゃると思いますよ。要するに、外貨の課税関係との整合性を考えて雑所得が適当だって仰ったわけですよ。勘案しますとね、要するに、暗号資産というのは支払手段だからキャピタルゲインを生じるわけがない、もう一つは外貨の課税関係との整合性を考えて、だから雑所得だと。私はお二人の発言からそういう分に理解したんですけどね、違いますか。なぜ暗号資産が譲渡所得ではないのか、その辺のロジックをお聞きしたいんですが。

(並木国税庁次長)

お答え申し上げます。所得税法上、譲渡所得は、資産の譲渡による所得と定義されておりまして、当該所得に対する課税は、資産の値上がりにより、その資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会としまして、これを清算する、清算して課税するという趣旨と解されているところでございます。この点、ビットコインなどのいわゆる暗号資産につきましては、先ほどご指摘がございましたけれども、資金決済法上、対価の決済の為に不特定の者に対して使用することができる財産的価値と規定されておりまして、また、消費税法上も、支払手段に類するものとして位置付けられているものから、その譲渡益はその値上がりによる増加益とは性質を異にするものと考えられまして、このため我々国税庁といたしましては、いわゆる暗号資産の譲渡による所得は一般的に譲渡所得に該当せず、雑所得に該当するものとして取り扱っているところでございます。

問4. 暗号資産の譲渡益や外貨資産の為替益の損益通算や損失のキャリーオーバーが認められない理由に関し、前回の答弁では「これらは時期を選んで損益を実現できるからだ」との回答があったが、法律には雑所得の定義にそのようなものは入っていない。雑所得とは他の9種類の所得区分に「いずれにも該当しない所得」であり、雑所得だから損益通算ができないに過ぎないと思うがいかがか。

○ 前回の質疑の際、暗号資産取引や為替取引について、

- ・ 一定程度、取引のタイミングを調整し、損益の発生時期を選ぶことが可能であるため、
- ・ 広く損益通算を認めた場合、他の所得の状況を踏まえた税負担の調整が可能となるとの懸念があることから、損益通算を認めていない

とご答弁したのは、委員のご指摘が、これらの取引について、

 (次頁あり)

「他の所得との損益通算や損失の繰越しを可能とすべきではないか」とのご趣旨であることを踏まえたもの。

- なお、「現行制度において、暗号資産取引や為替取引について、なぜ他の所得との損益通算等が認められていないのか」という点に関して申し上げます、

（ご指摘のように）これらの所得が雑所得に該当するものとして取り扱われているためである。

更問. なぜ雑所得の損失については、他の所得との損益通算や繰越損失が認められていないのか。

- 雑所得は、その所得区分の性質上、様々な態様のものが含まれており、その損失についても、様々な経費によるものがあると考えられる。
- 総合所得の課税ベースの計算にあたり、こうした様々な経費を広く勘案することは、税負担の公平性等の観点から慎重な対応が必要であることから、
 - ① 雑所得の損失の金額を他の各種所得の金額から控除することや、
 - ② 雑所得の損失を繰越控除することは、認めていないところである。

(参考1) 雑所得については、

- ① 仮想通貨や外国通貨の取引のように損失が生じうるものもあれば、
 - ② 公的年金や個人年金のように、そもそも損失が生じることが見込まれないものもあり、
- 一概に損失の発生を想定するのは難しい。

(参考2) 現在、雑所得に含まれており、損益通算を認めた場合、問題があると考えられるものの例

- ・ 副業として行っている物品販売
- ・ 趣味で行っている音楽活動や執筆活動

※ 雑所得については、帳簿保存義務が課されておらず、給与所得・事業所得等の所得を圧縮するため、こうした取引等を通じて損失を計上する懸念があるほか、申告された損失が真実かどうかの確認も困難。

なお、様々な態様のものが含まれ、かつ、多くの納税者が有する雑所得について、帳簿等保存義務を課すことは、慎重な検討が必要。

(参考3) 福岡高裁昭和54年7月17日判決(昭和52年(行コ)第28号: 所得税更正処分取消請求控訴事件) (抄)

判旨

(ii) 「所得税法が立法政策として所得分類制を採用しているのは、所得がその性質により担税力を異にし、担税力に即した公平な課税を行うために所得をその性質ごとに分類したうえその担税力に適した計算方法と課税方法を定める必要があることに由来し、雑所得と他の所得の間には所得の発生する状況に差異があり、雑所得においては、多くは余剰資産の運用によって得られるところのものであり、その担税力の差に着目すれば、雑所得に他の所得との損益通算の規定がないことにはそれ相当の合理性を認めることができるから、それをもって憲法第29条、第22条に違反するとの見解は採用できない。」

(参考4) 衆・大蔵委員会 昭和43年3月25日

- 田中(昭)委員 いわゆる今度の税法改正で、雑所得の損益通算ができないような改正になっておりますが、その改正をした理由、並びに改正をしなければならぬという根本の原因、特にこの問題が起こってきた発生原因といえますか、そういうものについて御説明願いたいと思います。
- 吉國(二)政府委員 雑所得の計算上生じました損失を他の所得から控除するいわゆる損益通算の制度につきましては、御承知のとおり雑所得という所得は前に並べてあります九つの所得以外の所得ということでございまして、いわば全く雑所得、したがって内容的にはいろいろな所得があるわけでございます。その中には事業所得等に類似したものもございすけれども、大体は全体として必要経費のないもの、あるいは必要経費がきわめて少ないものが多いわけでございす。またその中には、必要経費があっても、家計の、家事関連経費に非常に近いものがあつて、はたして損益通算が妥当であるかどうかというような点もあつたわけでございす。そこで、従来からこの雑所得の損益通算につきましては問題があるということで、御記憶と思ひますけれども、競馬の所得、いわゆる競争馬を持って賞金を獲得した場合の所得につきましては、その損益はその収入からは引けるけれども、他の所得からは控除できないことにするということをやつてまいりました。(以下略)

(参考5) 平成31年3月14日(木) 参・財金委 藤巻健史議員(維希)の質問に対する麻生財務大臣、星野主税局長及び並木国税庁次長の答弁(抄)

(藤巻健史議員)

暗号通貨、ごめんなさい暗号資産の譲渡益は雑所得と、しかも総合課税の雑所得というふうに認識しておりますけれども、雑所得の計算方法、最高税率、並びに繰り延べができるのか、損益通算ができるのか、その辺をお教えてください。

(並木国税庁次長)

いわゆる暗号資産の譲渡による所得は、給与所得や事業所得といった他の9種類のいずれの種類所得にも該当しないことから、一般的には雑所得に該当するものとして取り扱っております。この暗号資産に係る雑所得の計算方法につきましては、公的年金等以外の雑所得の金額は、その年中の雑所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とされているところでありまして、暗号資産の譲渡による所得につきましては、暗号資産の売却価額からその暗号資産の譲渡価額などの必要経費を控除して算出するところとなっております。

また、最高税率につきましては、総合課税に係る所得税の税率は、課税される所得金額に応じまして5%から45%の7段階に区分されており、最高税率はそういう意味では45%になっているところでございます。

さらに損益通算について申し上げますと、損益通算制度は不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときに、他の所得金額から控除できるというものでありまして、雑所得は損益通算できる所得に当たらないため、雑所得の金額の計算上生じた損失の金額を他の各種所得の金額から控除することはできないところでございます。

また、繰越控除という点についてでございますけれども、純損失の金額の繰越控除については、損益通算ができる損失の金額のうち、他の所得から控除してもなお控除しきれない部分の金額を翌年の総所得金額等から控除することができるものであり、先ほど申し上げた通り、雑所得は損益通算できる所得に該当しないため、雑所得の計算上生じた損失の金額を翌年に繰り越すことはできないという制度になっているところでございます。

(藤巻健史議員)

最高税率は45%、住民税を合わせると55%、そして、翌年への繰り越しもできないし損益通算もできないというのは、納税者にとってはかなり厳しい

税金に、税制になっていると思います。で、なぜですね、損益通算が、雑所得はできないのでしょうか。

(星野主税局長)

お答え申し上げます。雑所得については、大きな損益の変動が起こる取引が雑所得に含まれているか否かにつきましては、雑所得は、給与所得や事業所得といった各種所得分類に入らない所得を包括する所得分類であり、さまざまなものが含まれることから、お答えすることはなかなか難しいところでありまして、ただ、様々な損失がおそらく雑所得の中には含まれるということでありまして、総合所得の課税ベースの計算に当たりまして、こうした様々な経費を広く緩和することになりますと、税負担の公平性等の観点から慎重な対応が必要であるということ、雑所得の損失としてこれを見るということとはしておりませんし、繰越控除することは認めていないということでございます。

(中略)

(藤巻健史議員)

今例をお聞きしましたけれども、雑所得の中ですね、外貨預金の譲渡損とかですね、それから暗号資産の譲渡損、これは大きい損失が計上できる、要するに、今年は暗号資産の例がそうなんですけれども、おとし大儲けしたけれども、翌年、今年は大損したというような、非常にボラタイプな、利益が、収益がボラタイプな科目、その二つ以外に、外貨預金の譲渡資産のほかですね、利益がボラタイプ化するようなですね、ものがあるのかどうか、教えていただきたいんですけれども。もしよければ財務大臣お願いします。

(星野主税局長)

今お尋ねがありました外貨、外為の関係、それからこの暗号資産の関係といったような大きな損益の変動が起こるような取引、これが雑所得に含まれているものもありますけれども、こうした暗号通貨取引ですとか為替差損につきまして、他の所得との損益通算を可能にするかというようなことにつきましては、こうした取引は一定程度取引のタイミングを調整して損益の発生の時期を調整することが可能性がございますので、広く損益通算を認めた場合には他の所得の状況を踏まえた損益の発生時期の調整が可能になるという懸念がございますから損益通算を認めていないところでありまして、そこは、外国為替、暗号資産に共通するところがあるかなと思っております。

(藤巻健史議員)

もともと税法を作った時にですね、雑所得に、去年は大儲け、次の年は大損するようなものが、雑所得に入ると想定しなかったから、こういうふうに通算ができないんじゃないかと、そういうふうには考えませんか。本音は。

(星野主税局長)

先ほど申し上げました通り、雑所得というのは、その他の所得分類に入らないものがある意味バスケットクローズ的に雑所得の分類になるわけでございます。当初予定していたかどうかということはあれですけれども、少なくとも様々な所得分類に入らないものが雑所得として入ってくるという、そういった前提の下で、制度がつくられているということでございます。

(中略)

(藤巻健史議員)

それは、最終的には20%の分離課税にするべきだと思ってますけどね、私は最初に結論から申し上げますと、まずは雑所得ではなくて譲渡課税ではないか、総合課税の中の譲渡課税、最低限それでもおかしくないんじゃないかという議論を、今日はさせていただいています。

(麻生財務大臣)

暗号資産の譲渡とか為替損益について、これは他の所得との損益通算を可能にすべきという趣旨なんだと思いますけど、このような取引は、先ほど星野も言うておりました通り、取引のタイミングを少々調整して期末調整等しますと、損益の発生時期を選ぶという可能性が、これが十分に可能なんで、そうすると、広く損益通算を認めますと、他の所得等々の状況を踏まえまして財負担の調整が可能になると、調整が可能だということで、ちょっとそれはどうなんだと、損益計算を認めないところなんだと思っております。あの、損益の変動が大きいから損益通算が認められるという道ではないことは、ご理解いただければと思います。

問 1 4. 外貨の為替差損益が雑所得に入っている理由は何か。

- 外国通貨の売買に伴う為替差損益については、異なる通貨の間の相対的な換算レートの変化により生じるものであり、外国通貨の価値自体が変化したものではないと考えられることから、「譲渡所得」には当たらず、
その他の所得区分にも該当しないため、「雑所得」としているところである。
- なお、外国通貨については、通貨という位置づけのほか、「物」という性格があるとし、「物」としての価値の変化を捉えて譲渡所得課税すべきという議論もあるが、
そもそも譲渡所得という所得区分は、
 - ① 資産が一定期間保有され、その間に経済的価値が累積していた場合に、

② 当該資産を手放す際にまとめて生じる税負担を「2分の1課税」や「50万円の特別控除」を通じて緩和するものであり、

こうした制度趣旨に鑑みても、（外為法上の対外支払手段として、）随時さまざまな資産の代価の弁済に用いることができる外国通貨について、一般的な資産と異なる課税方式としていることは、税負担の求め方として合理性があると考えられる。

(参考) 平成31年3月14日(木) 参・財金委 藤巻健史議員(維希)の質問に対する星野主税局長の答弁(抄)

(藤巻健史議員)

ちょっと時間が無くなってきたんで、これ今日残っちゃったらまた次回に進めますけれども、外貨預金の益。これも雑所得なんです。これはね、あとで議論していきますけど、私は暗号資産の分類、それから外貨預金の分類も確かに仰るように雑。仰るようにじゃないな。雑所得と、さっきも言いましたように、なんにも範疇に入らないものが雑所得というわけですから。可能性として譲渡所得かもしれない。一時所得かもしれないもんだっとならば、確かに3つの要因があるかもしれませんよ。どれにも言えないような。でも可能性として譲渡所得の可能性もあり、一時所得もあるんだっとならば、課税の論理で言わないでね、どの範疇にすると国が元気になるかっていうことを考えるべきだと思うんですよ。それは学問上、雑所得にしかならないというなら話は別ですよ。だけど、雑所得の可能性じゃなくて、譲渡所得の可能性もある、一時所得の可能性もあるんだっとならば、国にとって何が一番いい範疇に入るのかを考えるべきだと思うんですよ。例えば外貨預金。私、今日外貨預金に行きましたよ。銀行行ってね。銀行行ったら、外貨預金どうですか。冗談じゃないよ。外貨預金がね、外貨預金で為替益があって、百円が、例えば一ドル千円になって。私はそうなると思ってるけれども。九百円儲かってたら何十%か税金、総合課税で持ってかれちゃうんだ。だから、私はドルの源泉分離二十%と言ってますけれども。外貨預金なんかできるかと。損したら全然、外貨預金で為替損したら、国がなんとも面倒見てくれないし、儲かったら、高所得の方五十五%税金持っていくんだっとならば、ドル預金なんかしないぞと、まあ思うわけですよ。だとするならば、私はやっぱり、もしね、例えば譲渡所得であるとましな、分離所得とまではいかないけれど、分離課税とは言わないけれど、総合所得でも、もっと有利な税制であれば外貨預金、ドル預金する人たくさん出てくると思うんですよ。だとすれば、ドル高円安、消費者物価指数、デフレ脱却、景気万々歳。わざわざ異次元の量的緩和という副作用で出口もなくですね、こんなに苦しむような副作用満載の金融政策取らなくても、外貨預金、ドル預金を雑所得から譲渡所得もしくは一時所得に変えるだけで、ドルが上がってって、結局直るじゃないですか。デフレ脱却できるじゃないですか、金を使わないで。私はそれを言いたいわけですよ。要するに税制の、お金取る、税金を取るといふ議論じゃなくて、どうすれば国に勢いが出るか。要するにインフレ、デフレを脱却して、デフレ脱却するんだっとならば、外貨、ドルの外貨預金を一時所得か、それか若しくは譲渡所得。それで、特措法で分離課税でやれば良いじゃないですか。それをやれば、一連の緩和由来できちんと円安ドル高で景気良いんですよ。そういう観点。これも先ほど何度も言いましたけれども、まさに雑所得しかダメだっていうなら話は別ですよ。まだ議論続けていきますけれども、一時所得かもしれない、譲渡所得かもしれないんだっ

ならば、それは全否定しないで、そっちにした方がいいんじゃないかっていう話ですよ。それは全く暗号資産も同じなんです。

ちょっとお話ししたいんですけど、ちょっと時間がないので最後もう一つだけお話ししたいんですが。これ学說的にどうかというと、ちょっと読みたいんですけど。権威のある、租税法の代表的教科書と言われてる金子宏先生の教科書。一か月くらい前に新しいバージョンが出た。二十三版が出たんですけど。二十三版でどこだっけかな。金子宏先生は、まあご存知だと思っんですけど、東京大学の名誉教授で租税大学院の非常勤顧問もされている金子先生。租税法、まさに租税法の代表的教科書の一か月くらい前ですかね、出た二十三版。二百六十一ページですけど。新しいバージョンを買ったんですよ。譲渡所得における資産とは譲渡性のある財産権をすべて含む概念で、ビットコイン等の仮想通貨などがそれに含まれるとの記載があります。要するに、この権威者の書いた、これビットコインと書いてありますけど。仮想通貨もですね、譲渡所得になる財産の一つだって明言されているわけですよ。学說的にもこういうのがあるときに、わざわざこれを否定して、雑所得に入れる必要は全くないというか。これ、金子先生の説を否定しない限り、雑所得に入れる理由ってないんですよ。雑所得というのは何度も繰り返し申し上げますけれども、どこにも入らないのが雑所得でございますから。だから、ぜひね、もしできるんだったら、次回、繰り返しますけれども、金子先生の説を否定できるだけのものを頂きたいと思っんですけど。否定できなかつたら、確かに仰るように雑所得の可能性もありますよ。でも、譲渡所得でもいいじゃないか。私はこう思うんで、これ宿題にしますけど、次回続きをやりたいとおもいますけど。ぜひ、まだ一分ありますんで、主税局長何かお話ししたいことがあれば。

(星野主税局長)

本日の議論は、所得税法上の所得分類の関連である概念整理をやるということで議論が始まりました。国税庁も含めまして、私共は所得税法上の、例えば譲渡所得の概念については、縷々申し上げましたけれども、資産の値上がりによってその所有者に帰属するその増加益を所得として認識をして、これに課税をするという趣旨でございます。これまでの国税庁からの答弁でもですね、ビットコインなどの暗号資産については、これは、その資金決済法上もまだ消費税法上を見ても資産の値上がりによる増加益というふうには性質上考えられないということで、これが譲渡所得に当たらないということでございます。また、外国為替についてもほぼ同様な理屈でこういうことを申し上げておりました、ここのその分類につきましては、そこはその政策的な要請という先生のご指摘もわかりますけれども、政策的要請で概念が変わるものでもないということで私共も概念整理をご説明しているということでございます。

暗号資産, reverse

H31. 3. 20 水 参・財金 藤巻 健史 (維希) 对参考人

問3. 米国では暗号資産を支払い手段として位置づけているかいないのか。また、暗号資産のキャピタルゲインを認めているか否か。

- 米国歳入庁の指針では、連邦政府における暗号資産の課税上の取扱いは「資産 (property)」とされており、為替差益を生じさせる通貨として取り扱われないと規定されている。
- また、暗号資産の売買又は譲渡によって生じた所得の性格は、当該資産が納税者にとって資本資産か否かによって決定されると規定されている。
- すなわち、例えば、納税者が株式、債券、その他投資資産のように投資目的で所有しているのであれば、納税者にはキャピタル・ゲインが発生すると承知している。

(注) ただし、キャピタル・ゲインは、1年超の長期保有の場合は分離課税、1年以下の短期保有の場合は総合課税として課税される。

↓ (次頁あり)

○ 一方、例えば雇用主から被雇用者に対して賃金として支払われた暗号資産は、源泉所得税の対象となると承知している。

(参考1) 仮想通貨に対する税務上の取扱いに関する指針 (抄)

2. 指針の概要

- (1) 連邦税の課税上、「仮想通貨」はどのように取り扱われるか。
連邦税の課税上、「仮想通貨」は資産 (property) として取り扱われ、「仮想通貨」を使った取引に対しては資産取引に関する一般の課税原則が適用される。
- (2) 連邦税法上、為替差益 (差損) の対象となる通貨として取り扱われるか。
現行の連邦税法では、「仮想通貨」は、為替差益 (差損) を生じさせる通貨として取り扱われない。
- (7) 「仮想通貨」の売買または譲渡において、どのような種類の所得 (損失) が実現するか。
一般的に、「仮想通貨」の売買または譲渡によって生じた所得 (損失) の性格は、当該「仮想通貨」が納税者にとって資本資産 (capital assets) か否かによって決定される。例えば、株式、債券、その他投資資産のように資本資産とされるならば、納税者にはキャピタル・ゲイン (ロス) が発生する。他方、棚卸資産、その他資産のように、取引または事業の中で主に顧客に売却するような資産であれば、納税者には通常所得 (損失) (ordinary income (loss)) が発生する。
- (11) 雇用主から被雇用者に対して報酬として支払われた「仮想通貨」は、給与所得課税における給与に該当するか。
一般的に、報酬の支払い媒体は、その報酬が給与所得における給与に該当するか否かの決定に関しては重要でなく、賃金として支払われた「仮想通貨」の市場価額は、源泉所得税、社会保険料、失業保険料の対象となる。

(参考2) 資本資産 (capital assets) について

一般的には、株式、債券、その他投資資産のように、「投資目的で保有されている財産」や、住宅や家財道具などの「個人的な使用目的で保有されている財産」と解されている。

なお、条文上は、次の財産等を除く財産と定義されている。

- ・ 棚卸資産
- ・ 事業用の固定資産
- ・ 著作権等の権利を創作した者により所有されているもの
- ・ 通常の営業過程から取得された受取債権

(参考3) 平成31年3月14日(木) 参・財金委

藤巻健史議員(維希)の質問に対する星野主税局長の答弁(抄) (未定稿)

(藤巻健史議員)

今、国税当局のご回答の中で、はっきりした、譲渡所得の基因となり得る資産にはなるとを断定されたというふうには理解しましたけれども、なり得るですね。今まさに譲渡所得の基因となる資産になり得ると。それは明確にお聞きしましたけれども、それならば、あとの課題は値上がり益。あとは値上がりするとか、値下がりするという概念、観念を否定するか否かになると思うんですね。やっぱあと一つ、外貨。外貨の譲渡益との関係。これは後でちょっと議論したいんですけども。要するに値上がり益があるかどうか、値下がり損があるか。要するにキャピタルゲインがあるかどうかの判断というふうに思っていますけれども。キャピタルゲイン、私はキャピタルゲインだと思いますけれども。諸外国の課税ですね、暗号資産に対する課税で、損益をキャピタルゲインで認識しているのかいないのか、ちょっと確認したいんですが。

(星野主税局長)

諸外国におけます扱いでございますけれども、諸外国において暗号資産を譲渡した際の所得税の取扱いについては、これは国によってマチマチであります。アメリカ、イギリス、フランスにおきましては、原則、分離課

税となる株式譲渡益等と同じ課税上の取扱いとしております。一方、例えばドイツを見てみますと、ドイツにおきましては分離課税となる株式譲渡益等とは異なり、原則、総合課税として課税されるということでございまして。取扱いは、そういう意味で様々であると承知しております。

(藤巻健史議員)

いや、総合課税か分離課税かは別として、今聞いた限りでは他国はやっぱりキャピタルゲインと認めていると思うんですね。キャピタルゲインと日本のですね、日本の言う譲渡所得というのは違うんですか。私は同じだと思うんですが。キャピタルゲインであるならばやっぱり譲渡所得という整理だと思うんですが、違うんですか。

(星野主税局長)

キャピタルゲインかどうかというよりも、例えば今ドイツの例を申し上げましたけれども、例えばドイツで暗号資産を保有し、譲渡した譲渡益につきましては、これはいわゆるプライベートな取引という、既に所有している資産の売却益に該当するというところでございまして。この取扱い自体はですね、日本と同じような取扱いになっているというところでございまして。

更問1. 諸外国の課税では暗号資産の譲渡による損益をキャピタルゲイン・ロスとして取り扱っているのではないのか。

- 諸外国において、暗号資産を譲渡した際の所得税の取扱いについては、例えば、
 - ・ アメリカ、イギリス、フランスにおいては、原則、分離課税となる株式譲渡益等と同じ課税上の取扱いとしている一方、
 - ・ ドイツにおいては、分離課税となる株式譲渡益等とは異なり、原則、総合課税として課税されるなど、課税の取扱いは、さまざまであると承知している。

更問2. 日本の譲渡所得は諸外国のキャピタルゲインと性格が異なるのか。

- お尋ねは、財産的価値のあるものを売却した場合の課税関係について、日本とその他の国々では違いがあるのではないか、というご趣旨であると考える。
- この点、例えば、イギリスでは、「キャピタルゲイン税」として、金融資産の譲渡益のほか、土地や暗号資産も含めて財産的価値のあるものの売却益等を分離課税している。
(注) イギリスは、為替差益も原則キャピタルゲイン税の対象(分離課税)
- 他方、日本やドイツは、金融資産の譲渡益は分離課税として取り扱う一方で、
土地や暗号資産についてはそれとは課税上の取扱い必ずしも一致させていない。
(注) ドイツの為替差益の取扱いは分離課税(金融所得)とされる場合と総合課税(土地や暗号資産も原則該当)とされる場合がある。

- いずれにせよ、(暗号資産に限らず) 財産的価値のあるものを売却した場合の課税関係については、

(日本だけが諸外国と異なるというよりも、) 日本を含む各国によってさまざまであると認識している。

所管

財務省主税局調査課

調査課長 植松 利夫

連絡先

[REDACTED] (携帯)

調査課課長補佐 石黒 真理

連絡先

[REDACTED] (内線)

[REDACTED] (直通)

[REDACTED] (携帯)